

(趣旨)

**第1条** 市長は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、木造住宅へ耐震シェルター又は防災ベッドを設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から生命を守るため住宅内に設置する箱型の装置で、地震動による家屋の倒壊に耐え得る堅牢な構造のものとして市長が認めたものをいう。
- (2) 防災ベッド 地震による住宅の倒壊から生命を守るために開発されたベッド又はベッド用フレームで、静岡県が開発したものをいう。

(補助事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅の1階部分（住宅の構造上1階とみなす部分を含む。）に耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを設置する事業とする。

- (1) 市内において、既存木造住宅（昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日に工事中の木造住宅をいう。以下同じ。）の住宅であって、現に居住の用に供しているもの（併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- (2) 耐震診断における総合評価で、構造評点が1.0未満と判定された住宅であること。
- (3) 建築物耐震診断事業又は木造住宅補強計画策定事業の後に木造住宅の耐震補強工事を行っていない住宅であること。
- (4) 耐震シェルターの設置については、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯（単身世帯含む。）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者のいる世帯が住む住宅であること。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に掲げる要件に該当する住宅の所有者又は使用者（当該所有者が承諾したものに限る。）であること。
- (2) この告示の補助金以外に補助事業に対し補助等の交付を受けていないこと。
- (3) 市税に滞納がないこと。

(補助対象経費)

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震シェルターについては、耐震シェルターの購入費、運搬費その他設置に要する費用（設置のための床下工事等の附帯工事に係るものを除く。）
- (2) 防災ベッドについては、防災ベッド又は防災ベッドフレームの購入に要する費用（組立、輸送及び付属品に係る費用を含む。）

(補助の制限)

**第6条** 補助の対象となる耐震シェルターの台数は、対象住宅一戸当たり1台とする。

(補助率等)

**第7条** 補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

**第8条** 補助金の交付を受けようとする者は、耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルター又は防災ベッドを設置しようとする住宅(以下「申請住宅」という。)が、既存木造住宅であることを確認できる書類
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 設置計画図面及び仕様書
- (4) 見積書の写し
- (5) 申請住宅の所有者の承諾書(補助対象者が申請住宅の所有者でない場合に限る。)
- (6) 市税の納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

**第9条** 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

**第10条** 前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けてはならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(変更、中止又は廃止の承認)

**第11条** 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ耐震シェルター・防災ベッド設置事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、耐震シェルター・防災ベッド設置事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

**第12条** 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、耐震シェルター・防災ベッド設置事業完了実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置に係る写真(設置の前後を確認することができるもの)
- (2) 設置費に係る契約書の写し又は領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第13条** 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(請求の手続)

**第14条** 前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

**第15条** この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

#### 別表（第7条関係）

区分	補助率及び補助額
耐震シェルター	補助対象経費の2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、125,000円を限度とする。
防災ベッド	補助対象経費の2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、防災ベッド又は防災ベッドフレーム1基につき100,000円を限度とする。

様式第1号 (第8条関係)

耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊豆市長 様

〒 -

住所  
(フリガナ)

申請者 氏名 ④  
電話

伊豆市耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業概要

(1) 住宅の概要	所在地	伊豆市			
	形式	<input type="checkbox"/> 一戸建て・ <input type="checkbox"/> 併用住宅・ <input type="checkbox"/> 長屋・ <input type="checkbox"/> 共同住宅			
	構造・階数				
	建築年次	年 月			
	耐震診断結果	実施年月		耐震評点	点
(2) 住宅の所有者 ※1	住所				
	氏名				
(3) 居住者 ※1	氏名		年齢	歳	
	氏名		年齢	歳	
	氏名		年齢	歳	
(4) 設置場所	1階 部分				
(5) 事業に要する経費	円 (税込み)				
(6) 防災ベッド設置個数 ※2					
(7) 事業の完了予定日	年 月 日				
(8) 設置業者	住所				
	氏名				

※1は耐震シェルター設置事業のみ記入すること。

※2は防災ベッド設置事業のみ記入すること。

耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金交付決定通知書

様

伊豆市長



年 月 日付で申請のあった伊豆市耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けてはならない。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。

耐震シェルター・防災ベッド設置事業（変更・中止・廃止）承認申請書

伊豆市長 様

〒 ー  
住所  
(〒か\*)  
申請者 氏名 ⑩  
電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった耐震シェルター・防災ベッド設置事業を次のとおり（変更・中止・廃止）することについて承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更・中止・廃止の内容

2 変更・中止・廃止の理由

3 交付決定額 円

耐震シェルター・防災ベッド設置事業（変更・中止・廃止）承認通知書

様

伊豆市長



年 月 日付け 第 号で決定した伊豆市耐震シェルター・防災ベッド設置事業の（変更・中止・廃止）については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 承認の内容

2 交付決定変更金額

円

耐震シェルター・防災ベッド設置事業完了実績報告書

伊豆市長 様

〒 ー  
住所  
(〒カ+)  
申請者 氏名 ⑩  
電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（変更等承認）のあった耐震シェルター・防災ベッド設置事業について、事業が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 事業の完了年月日 年 月 日



耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金交付確定通知書

様

伊豆市長



年 月 日付けで申請のあった伊豆市耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金については、下記のとおり交付を確定しましたので通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

請 求 書

伊豆市長 様

〒 ー  
 住所  
 (フリガナ)  
 申請者 氏名 ④  
 電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の確定を受けた耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金として、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

振込先 金融機関	金融機関	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所 漁協 出張所
	口座種別	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	